

お客様トピック

「お客様トピック」広報掲載 募集中！ (無料) 掲載希望のお客様は、吉本までご一報下さいませ。

おばんざいカフェ『デリチーボ』

ランチご注文のお客様限定！ワントリック無料！
「城東衛生・ジェイ・ポート・シェアリング」の紹介です」と、店長にお伝え下さい。



860円

日替りランチ

〒540-0004 大阪市中央区玉造2-18-1 TEL: 06-6763-1112 定休日：日曜日



Jトピック

産業廃棄物の勉強会を開催しました！

2011年6月14日 産業廃棄物排出事業者様向けに、勉強会を開催しました。「株式会社ダイカン」様のご協力を得て焼却処分場の工場見学、廃棄物の説明会、本年4月から執行された「改正廃棄物処理法」について、講習会を行いました。今後、このようなご案内をさせて頂く事がありますが、ご興味のあるお客様は是非、ご参加をお願い致します。



参加者：弊社社員約30名

監察医事務所の窓口封筒に掲載しています。

㈱ジェイブリッジでは、平成23年8月より「大阪府監察医事務所」の窓口にお渡しする封筒に、遺品整理の広報を掲載する事になりました。



遺品整理の「メリーさん」

「テント看板」はじめました！！

新築戸建の建築、解体などで出てくる建設系の産業廃棄物を、排出しているお客様に対して適正にリサイクル、処理している事を「テント看板」によりPRする事になりました。この現場から出た廃棄物は、許可処理業者(株)ジェイ・ポートとの提携により適正にリサイクル・処理されています。このメッセージにより、建設現場で排出された「ごみのゆくえ」「環境に貢献している」事をPRする事ができ、弊社とお客様のCSR、環境への配慮などの責任を持ち、その活動を伝える事としております。プロのデザイナーによる「環境」をイメージしたテント看板なので現場の近隣住民の方へも好印象を持たれやすくなります。購入希望のお客様は、吉本までご連絡下さいませ。



㈱コーエークリエイト様
2011年6月 新築戸建 建設現場にて

サイズ：1800×1800mm ロープ付き：16ヶ所止め
お客様の会社ロゴ入りです。販売価格：30,000円/1枚



おかげさまで

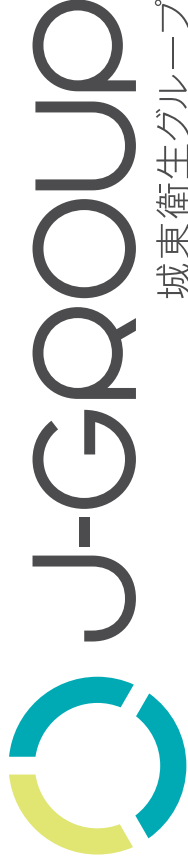
創業15周年！

この度、㈱ジェイ・ポートは平成23年8月2日創立15周年を迎える事となりました。これら15年間に皆様方の温かいご支援、ご厚情の賜物と深く感謝申し上げます。これを機に従業員一同、皆様にもっと、ご満足頂けますよう真心こめて業務に専心いたす所存でございます。今後ともご哀願のほど宜しくお願い致します。

編集後記

今月の特集「産業廃棄物とは?!」を再度掲載しました。実は、広報第一号でござっくりと載せており、今回はもう少し読みやすくとめて掲載してみました。同じゴミでも業種により、処理方法が変わってくるのです。ゴミを捨てられる排出事業者の責任も法律上、大変厳しい罰則が定められております。「知りませんでした」では済ませられない現状が...。「ごみ屋さん」として、少しでもお伝えする事ができれば幸いです。暑いですが！夏とはこの温度だったかと思いが知らされます。水分補給など、健康管理にお気をつけてこの猛暑を乗り切ってください。節電が騒がれておりますが、決してご無理はされないよう、ご自愛くださいませ。(吉本 聖美)

～通信 report～



城東衛生グループ

〒538-0041 大阪市鶴見区今津北3丁目3番13号

<http://www.jgroup-osaka.com>

平成23年8月 第11号

有限会社城東衛生

☎ 0120-889-530

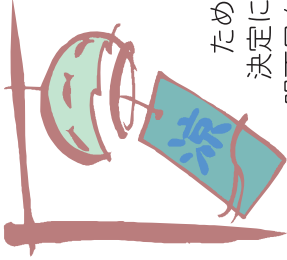
株式会社ジェイ・ポート

☎ 0120-445-138

株式会社ジェイブリッジ

☎ 0120-530-398

ご挨拶



平素は格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。暑さ厳しい折、皆様ますますご健勝のことと存じ上げます。さてこの度、「今後のごみ処理に掛かる手数料等受益と負担の適正化を図るため」として大阪市の「ごみ処理手数料が平成24年4月から値上げする事が、ほぼ決定になりました。昨年3月に値上げ案例が可決されておりましたが、平松市長が説明不足を理由として執行日を「開始時期は市長が定める」となる修正可決で保留となっております。しかし今回、平松市長が市民に「説明が十分できた」と判断され、この様に運びとなりました。説明といってもパンフレットを排出元に送り付けただけ...。また、この東日本大震災の影響で大阪経済も疲弊している中、「本当に値上げの時期がきたのでしょうか?」「この世間感覚とのずれは一体何でしょうか?」と、思いたくありません。

業界も『陳情署名運動』、パッカー車などに掲げた『ごみ焼却料金・断固値上げ反対のPR』、また陳情を再度しておりますが、議員の皆様にも一業界が言う事には、なかなか耳をかして頂けず、私案としては直接“排出者の声”として電話をして頂く事が、一つの反対運動かな、と思ったりします。(環境局規制指導課 06-6630-3263) このままでは本意ではございませんが、4割増の今回の改定は、弊社内で吸収する事が難しくなり、皆様方へご負担のお願いも避けられない現状でございます。できるだけ「実施日の延期」の方向で業界一丸となって進めていく所存でございますが、まずは現状のままの報告とさせて頂きます。厳しい暑さが続いておりますが、酷暑の折から、くれぐれもご自愛のほどお祈り申し上げます。



平成23年8月1日
代表取締役 樋下 茂



「値上げ反対・断固阻止」運動 平成21年11月5日「陳情署名」46,230件 提出

Jグループの「エコうちわ」を配布しています！



暑い夏、到来です！
Jグループデザインで「エコうちわ」作りました(持ち手の部分も全て紙で作っています)。暑さ厳しい中、エコうちわで少しでも涼しく、
「涼」を感じていただけましたら幸いです。

(※数量限定1000枚になります。なくなり次第、終了とさせていただきます。)

お盆期間の営業時間のお知らせ

(産業廃棄物をお持ち込み頂いているお客様)

8月12日(金) (平常通り)
8月13日(土) 午前8:00～午後5:00迄
8月14日(日) 定休日
8月15日(月) 午前8:00～午後5:00迄
8月16日(火) 午前8:00～午後5:00迄
8月17日(水) (平常通り)



今の特集 「産業廃棄物とは?！」

排出事業者責任について

廃棄物処理法で事業者は、その事業活動に伴って出てきたゴミを適正に処理しなければなりません。

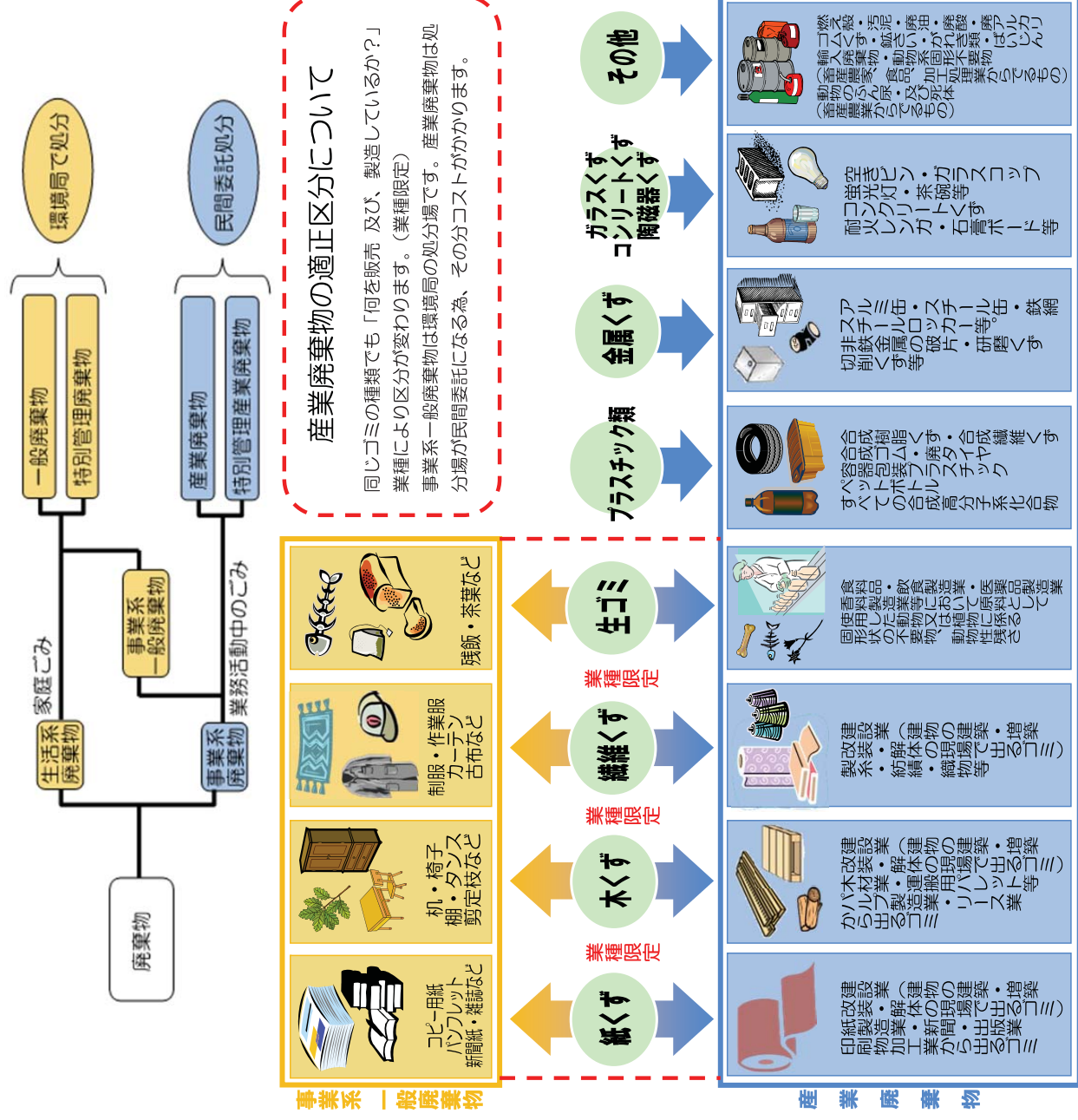
「事業者」とは 事務所、商店、飲食店、工場、ホテルなど営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院、社会福祉施設、官公庁、学校などの公益事業等を営む者も含まれます。

お客様は、法律でいうと「排出事業者」です。 排出事業者責任においてお客様は、法律上ご自身の責任で、産業廃棄物を適正に処理しないといけません。

排出事業者への罰則

- ◆ 産業廃棄物処理業のない業者への処理委託⇒5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金
- ◆ 政令で定める基準に従わない産業廃棄物処理の委託や、再委託⇒3年以下の懲役または、300万円以下の罰金
- ◆ マニフェストの不交付・記載義務違反・虚偽記載・虚偽管理票交付⇒6ヶ月以下の懲役または、50万円以下の罰金
- ◆ 産業廃棄物処理責任者等設置義務違反⇒30万円以下の罰金
- ◆ 産業廃棄物処理等からの報告の徴収に対して拒否、または虚偽報告⇒30万円以下の罰金
- ◆ 都道府県知事等からの報告の徴収に対して拒否、または虚偽報告⇒30万円以下の罰金

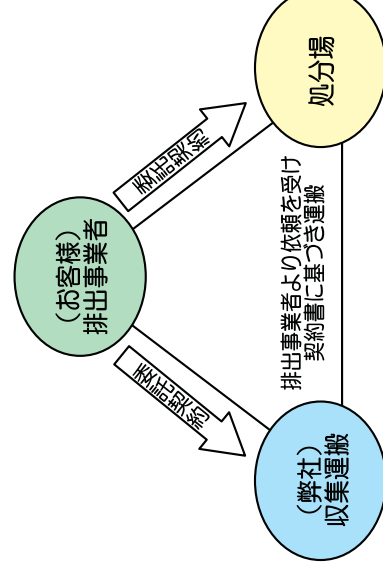
事業者から出る「一般廃棄物」と「産業廃棄物」の違い



【産業廃棄物処理委託契約について】

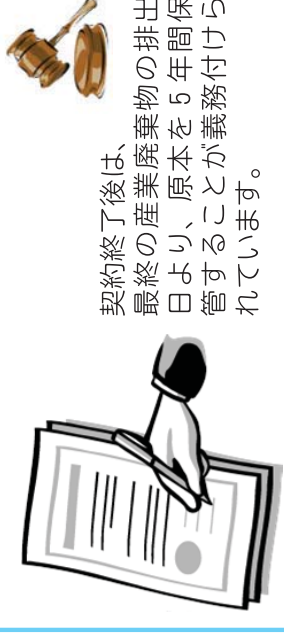
弊社は、お客様の産業廃棄物を委託された処理業者です。

「産業廃棄物処理委託契約」を交わし、排出する度にマニフェスト（廃棄物管理票）を利用して、最終処分されるまで処理を委託します。



委託契約を交わす

「産業廃棄物処理委託契約」を交わす必要があります（書面は、弊社で準備いたします）。「処分用」と「収集運搬用」がありますので、それぞれに記入、捺印して下さい（二者契約）。契約を交わさないで法律に基づき、**3年以下の懲役又は、300万円以下の罰金**がお客様に科せられます。



【マニフェスト（産業廃棄物管理票）について】

「マニフェスト（廃棄物管理票）」

とは、お客様が排出した産業廃棄物が最終まで、適正に処理できたかを確認する為に必要な、ごみの伝票となる物です。不法投棄を未然に防ぐ事を目的とし、廃棄物処理法により定められた法律です。弊社が委託お客様からお預かりしたゴミは、弊社が委託し、処分場へ搬入しております。

排出事業者

ご記入して頂いたマニフェストは、お客様の排出した廃棄物とセットで最終処分されるまで流れていきます。

収集運搬

処分場

【マニフェストの交付義務】

交付をしないと、法律によって**6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金**が、お客様に科せられます。

【マニフェストの確認義務】

マニフェスト交付日より90日以内にB票とD票、180日以内にE票が返送される（法律上の期日です）。※期日内に返送がない場合は弊社までご一報下さい。

【マニフェストの保管義務】

交付日より、5年間保管することが義務付けられています。6枚の返却があるか、確認して下さい。怠った場合「保存義務違反」として**6ヶ月以下の懲役又は、50万円以下の罰金**が科せられます。



【マニフェストを紛失してしまった場合の対処法】

紛失したマニフェスト	対 処 法
A票	再発行する必要はありません。処理業者にB1票などをコピーしてもらい、A票の代わりとして照合確認用に保存しておきましょう。
B2票	収集運搬業者にB1票をコピーしてもらい、それに運搬終了日を記入して、B2票の代わりに保存しておきましょう。
D票	中間処理業者にC1票をコピーしてもらい、それに中間処理終了日を記入して、D票の代わりに保存しておきましょう。
E票	中間処理業者にC1票をコピーしてもらい、最終処分終了日を記入して、E票の代わりに保存しておきましょう。

マニフェストを紛失した場合は、まずは弊社までご連絡をお願いします。

1枚のマニフェストを紛失したからといって、いきなり罰金に処せられる事はありませんが、産業廃棄物の処理記録となり、管理しなくさないよう管理し、保管しましょう。